

平成23年2月15日

株式会社伊予銀行

当行は、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「法」)に基づく、貸付条件の変更等の実施状況を以下のとおり公表いたします。

平成22年12月31日現在

1. 法第4条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	15,025	70,951	114,390	170,109	211,055
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	13,294	63,925	101,535	152,944	188,815
うち、実行に係る貸付債権の額	4,828	54,691	90,597	140,407	175,265
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	320	1,032	3,431	3,979
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	8,198	7,567	7,836	6,398	6,451
うち、取下げに係る貸付債権の額	267	1,346	2,068	2,706	3,118
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,730	7,025	12,855	17,165	22,239
うち、実行に係る貸付債権の額	180	4,288	9,297	13,589	18,025
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	255	573	822	1,023
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	45	188	266	291
うち、審査中の貸付債権の額	1,500	2,094	2,377	1,849	1,998
うち、取下げに係る貸付債権の額	50	387	606	902	1,191

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	608	2,285	3,999	5,577	7,149
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	430	1,648	2,902	4,126	5,327
うち、実行に係る貸付債権の数	142	1,229	2,396	3,571	4,710
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	34	70	138	181
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	280	325	333	273	252
うち、取下げに係る貸付債権の数	8	60	103	144	184
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	178	637	1,097	1,451	1,822
うち、実行に係る貸付債権の数	24	362	751	1,140	1,472
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	24	58	73	88
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	3	15	20	23
うち、審査中の貸付債権の数	148	215	232	154	148
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	36	56	84	114

(3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	7,476	26,260	46,886	70,418	90,628
うち、実行に係る貸付債権の額	1,527	20,776	39,822	62,051	81,995
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	244	622	2,970	3,380
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	29	242	1,047	1,215
うち、審査中の貸付債権の額	5,847	4,715	5,437	4,221	3,771
うち、取下げに係る貸付債権の額	101	524	1,003	1,174	1,481

(4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	226	798	1,515	2,193	2,789
うち、実行に係る貸付債権の数	43	549	1,198	1,843	2,423
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	27	45	105	135
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	1	5	20	32
うち、審査中の貸付債権の数	182	194	220	173	134
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	28	52	72	97

2. 法第 5 条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,369	5,067	7,438	9,676	11,391
うち、実行に係る貸付債権の額	83	2,519	4,883	6,823	8,226
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	6	98	224
うち、審査中の貸付債権の額	1,247	1,729	1,220	989	849
うち、取下げに係る貸付債権の額	38	817	1,327	1,764	2,090

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	99	356	523	667	783
うち、実行に係る貸付債権の数	5	179	337	467	558
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	6	16
うち、審査中の貸付債権の数	92	118	88	67	59
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	59	97	127	150

以上